第4987号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 5月 22日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 法定調書を光ディスクで提出する場合

Q：法定調書を光ディスクで提出する場合の申請方法が変わったとか。どのようになったのですか？

A：みなし承認制度ができました。

【解説】

法定調書を光ディスク等で提出する場合、これまでは、税務署に対して「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」を提出して、税務署長から承認を受けなければなりませんでした。

しかし、平成26年度の税制改正で、承認申請書を提出するするだけで、税務署長から自動的に承認されたものとみなされる「みなし承認制度」が創設されました。

みなし承認制度とは、「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」を所轄の税務署に提出し、承認申請書の提出日から２ヶ月を超えて通知がない場合には、その申請が承認されたものとみなされるというもので、事務の簡便化の観点から導入されることとなったものです。

この改正は、平成26年４月１日以後から施行されています。

なお、今回の改正では、本店が支店の法定調書を一括して税務署に提出ができる「本店等一括提出制度」も創設されています。